

令和8年4月13日
名古屋国道事務所

歩道は歩行者優先です！

～ 愛知県警察本部と名古屋国道事務所が歩道を通り
る自転車へ交通ルールの啓発活動を行います～

1. 概要

国道41号東区東片端交差点から清水口交差点において、通学児童など歩行者の安全確保に向け、歩行者と歩道通行する自転車との交錯を防ぐため歩道上に通行位置を明示する対策を行いました。今回、上記対策を自転車通行者に周知し、歩行者優先の自転車通行を意識していただくために愛知県警察本部と名古屋国道事務所が共同で交通安全啓発活動を行います。

2. 日時 令和8年4月15日（水）
雨天の場合の予備日 令和8年4月16日（木）
7時45分から8時45分

3. 場所 別紙のとおり

4. 啓発活動の内容

- ①B-Force（愛知県警察本部第一交通機動隊に設置された自転車対策小隊）による現地での指導啓発
- ②交通安全に関するパネルポスターの掲示

5. 取材登録 右のQRコードのリンク先又はURLより
お申込みください。

https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=tHnszZFsA028z7Rz1aWXopr_zcPIMBFHt0aaJAPTN1BUNDVTSIZYVU1YOFkxQURUTDBZOFMxSIFERS4u&origin=QRCode

取材登録票QR



6. 配布先 中部地方整備局記者クラブ

名古屋国道事務所ホームページQR



7. 問い合わせ先

名古屋国道事務所
副所長 松田 昇
事業対策官 田口 智之
TEL (052) 853-7327

<http://www.cbr.mlit.go.jp/meikoku>

■啓発活動の実施場所

名古屋市東区主税町三丁目地内の国道41号上り線歩道



■啓発活動のイメージ



■歩道上に通行位置を明示する対策の概要

歩道は歩行者優先です！

<国道41号東片端交差点～清水口交差点において歩行者と自転車の通行位置を明示しました>



名古屋国道事務所・愛知県警察本部

自転車が歩道を通行する場合の交通ルール

1. 歩行者優先で徐行して車道側を通行
2. 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は一時停止
3. 歩道から車道への乗り入れは十分に安全を確かめて

③ 自転車の通行位置看板

① 歩行者・自転車の視覚分離

② 歩行者の通行位置表示

② 自転車の通行位置表示

【自転車マークがある方】

自転車は**ゆっくり**走りましょう！

自転車安全利用五則

① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



出典：警察庁

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



③ 夜間はライトを点灯



④ 飲酒運転は禁止



⑤ ヘルメットを着用



歩道は**歩行者優先**です

自転車の交通違反について
交通反則通告制度
(いわゆる「青切符制度」)が
※2026年4月から適用開始



けっすくん

■参考資料

名古屋国道事務所、愛知県警察本部及び名古屋市緑政土木局では、自転車は車道走行が原則のルールを基、車道における自転車通行空間の整備を進めています。

しかし、現状の道路空間において車道において自転車通行空間の確保が困難な場合には名古屋特有の広い歩道を活用した自転車通行空間のありかたを検討しています。

自転車通行空間整備に向けた道路空間の効果的な活用方法の検討・試行



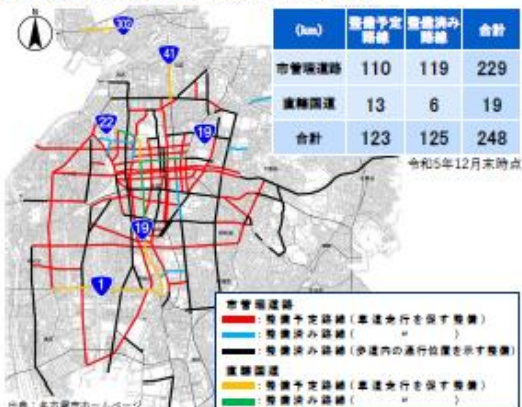
名古屋国道事務所
愛知県警察
名古屋市緑政土木局

名古屋市内の自転車通行空間のあり方勉強会

1 名古屋市内における自転車通行空間の現状と課題

名古屋市内では、道路空間再配分により自転車通行空間の整備を着実に推進している

■名古屋市内の自転車通行空間のネットワーク計画



一方、一部の道路では交通量、路肩幅員、既存の道路施設等により道路空間再配分（自転車通行空間の捻出）が困難



しかし広い歩道においても、多くの自転車が歩道内・民地側を走行し、歩行者との接触が発生する等の課題も存在



■道路空間再配分による整備の事例



2 広い歩道等、市内の道路特性を踏まえた自転車通行空間のあり方を検討・試行

■検討の内容

視覚+構造で自転車・歩行者を分離



自転車利用者の意識向上



分かりやすい案内・誘導



既設の歩道内自転車通行空間における、交差点対策



■モデル区間にて試行（令和7年実施予定）



効果検証
自転車利用者の意識向上
歩行者の安全性向上

引き続き車道における自転車通行空間の整備を進めると共に、車道からの空間捻出が困難な区間について本取組の効果を踏まえ、市内の道路特性を反映した整備を推進